

柘植地域まちづくり協議会

臨時総会

平成31(2019)年4月27日(土) 19:30~
(受付19:10~)

柘植地区市民センター ホール

総会次第

1 資格確認（委任状確認）

2 開会の言葉

3 会長あいさつ

4 議長選出

5 議事

第1号議案 本部役員等の選出の件について

第2号議案 その他の件について

6 議長解任

7 退任役員あいさつ

8 閉会の言葉

※総会終了後、部会を開催します。

閉会時に場所を指定しますので、移動をお願いします。（流れ解散）

（新部会長は「自主防災に関する打ち合わせ」をしますので残ってください。）

【役員】 規約第5~9条

| | |
|-----------------------|---|
| 会長（1名） | |
| 副会長（4名） （区長より） | 1 |
| | 2 |
| | 3 |
| | 4 |
| 書記（1名） 事務局長を兼ねる | |
| 会計（1名） | |
| 監事（2名） | |

新・顧問

【事務局体制】 規約第19・20条

| | |
|--------------------|--|
| 事務局長（1名） 書記を兼ねる | |
| 事務局次長（1名） | |
| 会計担当職員 | |
| 事務職員 | |

【運営委員（区長・部会長・実行委員会を代表する者）】規約第11条

| | | | | | | |
|--------------------------------|--------|-------|---------------------|----------------------------|-------|--|
| 区 長 | 東 部 | 岡 鼻 | 岡島 茂男 | 人権・同和 健康・福祉 生活・環境 | | |
| | | 小 林 | 森下 泰成 | | | |
| | | 柘植青葉台 | 柳谷 武宏 | | | |
| | 中 部 | 上 町 | 岡田 進 | 教育・文化 産業・交流 女性活動 | | |
| | | 下 町 | 服部 勉 | | | |
| | 北 部 | 倉 部 | 清水 雅己 | | | |
| | | 小 杉 | 堀川 康幸 | 自治のあり方検討 広報編集発行 自主防災 | 藤井 明和 | |
| | | 山 出 | 前鳥 卓弥 | | 西田 方計 | |
| | 南 部 | 前 川 | 坂井 悟 | | 服部 文昭 | |
| | | 上 村 | 勝見 博和 | 人権啓発合同事業 つげふくしネット 公安 | 橋本 浩信 | |
| | 西 部 | 野 村 | 杉本 廣行 | | 柘植美智代 | |
| | | 中柘植 | 西尾 光史 | | 西田 方計 | |
| ※12区連絡協議会（規約第13条） | | | 鳥獣害対策 | | | |
| ※部会（規約第14条） | | | 森林整備 | | | |
| ※実行委員会（規約第15条） | | | 公共交通※ (駅130周年記念) | | | |
| (略) | | | スポーツ | | | |
| 公共交通＝柘植駅を核とした公共交通のあり 方検討委員会 | | | 斎王さん | | | |
| | | | 観光看板 | | | |
| | | | 水資源 | | | |
| | | | 地場産振興 | | | |
| ※代表する者が変更することもあります。 | | | | | | |

※実行委員会は運営委員会での承認を経て、年度途中で改廃することもあります。

第1回部会(部会)

1. 名簿<別紙>の確認(訂正があれば事務局へ報告してください。)
 2. 部会長の選出、組織づくり
(規約第14条により、必要に応じて副部会長、会計担当などを決めいただけます。
(「部会長名」を事務局へ報告してください。)
 3. 事業計画の立案について
(下記、今後の予定を参照)
 4. 連絡体制の確認
 5. その他
- 次回部会開催日　月　　日()　時～　場所()
(次回部会の開催日を事務局へ連絡してください。)

部会終了後、部会構成者は「流れ解散」となります。
気をつけてお帰りください。

今後の予定

- 部会として、今年度事業・予算計画(案)を作成する。
※部会長等事業主体者宛の書類(様式等)を参照してください。
- 事業者連携交流会議(5月11日)にて、事業・予算(案)などを交流する。
参加者(役員、事業担当者、その他自由に参加いただけます) 別紙参照
- 事業計画等の〆切(5月13日)…その後、役員会で事業整理、予算調整等行います。
- 第2回運営委員会(5月20日)にて、今年度事業・予算計画(案)を審議する。
※部会からは「部会長」が参加になります。
- 定期総会(5月25日)にて、今年度事業・予算計画(案)を審議・決定する。
※案内文書は5月15日便でお届けする予定です。

この規約は、平成17年4月1日から施行する。
この規約は、平成19年4月1日から施行する。
この規約は、平成21年4月1日から施行する。
この規約は、平成22年4月1日から施行する。
この規約は、平成23年4月1日から施行する。
この規約は、平成29年4月1日から施行する。
この規約は、平成30年4月1日から施行する。

6 部会長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
7 部会長は、当会の経済過及び結果について、会長に報告するものとする。
8 部会長は、必要があると認めるときは、部会構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行委員会)
第15条 協議会の事業を実施するために、運営委員会の承認を得て、実行委員会を設置することができる。
2 実行委員会は、次の者を構成員とする。
1) 各事業の趣旨に賛同する者
2) その他、会員が認める者

3 実行委員会には、実行委員会を代表する者を置く。それらは実行委員会構成員の中から選出する。
(会議の開催及び運営)
第16条 総会及び運営委員会(以下、「会議」という)は、各会議の構成員の過半数の出席(委任状による出席を含む)がなければ、これを開くことができない。

2 会議は、原則として公開とする。
3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会議を代表する者の決するところによる。
4 会議の議題は、事前に周知するよう努めるものとする。

(会員委員報酬の意義)
第3条 役員委員報酬とは、板橋地域まちづくり協議会が役員委員に対し、役員委員としての業務執行の対価として支払うものをいう。

(役員委員報酬の額)
第4条 役員委員報酬の額は、別表のとおりとする。
(支給方法)

第5条 役員委員報酬は年俸報酬とし、原則として年度末に支給する。

2 役員委員に異動があった場合の報酬の支給については、その日の属する月割によって計算した額を支給する。

別表 员員

附則
この規則は、平成19年4月1日より施行する。
この規則は、平成23年4月1日より施行する。
この規則は、平成29年4月1日より施行する。
この規則は、平成30年4月1日より施行する。

この規則は、平成19年4月1日より施行する。
この規則は、平成23年4月1日より施行する。
この規則は、平成29年4月1日より施行する。
この規則は、平成30年4月1日より施行する。

(会計)
第17条 協議会の会計は、交付金、補助金、会費(区負担金)、その他収入をもつてこれをあてる。
2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計監査)
第18条 監査部は、監査結果を総会で報告し、承認を得た場合は、速やかにこれを公表する。
告記がそれにあるものとする。

(事務局職員)
第20条 事務局次長及び事務局職員は、協議会構成員の中から会長が指名し、運営委員会の承認を得るものとする。
2 事務局は、板橋地区市民センター内に置く。

3 事務局次長と事務局次長、会計担当職員を置き、事務局職員を配置する。但し、事務局長は、
告記がそれにあるものとする。

(委任)
第21条 協議会の業務に関する協議のため、部会長会議などの会議を必要に応じて開催することができる。

2 第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

(委任)
この規約は、平成16年2月1日から施行する。
この規約は、平成16年3月8日から施行する。

板橋地域まちづくり協議会の役員委員の報酬に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、役員委員の報酬に関する事項を定める。

(役員委員の範囲)

第2条 役員委員とは、板橋地域まちづくり協議会規約に定める会長、副会長、書記、会計、区長、部会長、実行委員会を代表する者をいう。

(役員委員報酬の額)

第3条 役員委員報酬の額は、別表のとおりとする。

(支給方法)

第5条 役員委員報酬は年俸報酬とし、原則として年度末に支給する。

2 役員委員に異動があった場合の報酬の支給については、その日の属する月割によって計算した額を支給する。

別表 员員

附則
この規則は、平成19年4月1日より施行する。

この規則は、平成23年4月1日より施行する。

この規則は、平成29年4月1日より施行する。

この規則は、平成30年4月1日より施行する。

この規則は、平成19年4月1日より施行する。

この規則は、平成23年4月1日より施行する。

この規則は、平成29年4月1日より施行する。

この規則は、平成30年4月1日より施行する。

この規約は、平成16年2月1日から施行する。

この規約は、平成16年3月8日から施行する。

| 区分 | 報酬の額 |
|---|-----------------|
| 会長(1) | 100,000円 |
| 副会長(4) | 25,000円 |
| 書記(1) | 25,000円 |
| 会計(1) | 30,000円 |
| 部会長(6) (人権問題・健康福祉・ 生計問題・教育文化・ 産業交渉・女性活動) | 20,000円 |
| 実行委員会の代表者 | 20,000円以下で別に定める |

柘植地域まちづくり協議会役員選考委員会規則

(趣旨)

第1条 柘植地域まちづくり協議会の新役員の選考ならびに選出を民主的かつ円滑に行うために、「柘植地域まちづくり協議会役員選考委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

(任務と手順)

第2条 柘植地域まちづくり協議会の新役員に相応しい人物をより広い地域住民から自薦他薦候補も含めて選考を行う。

2 新役員の選考ならびに選出は次の手順で行う。

(1) 委員会は運営委員会が指定した日までに運営委員会に選考の経過とその結果を提案する。

(2) 運営委員会は、委員会からの提案内容を審議し、承認する場合は総会に審議する。

(3) 総会は、運営委員会が承認した委員会の選考内容(「新役員選出の件」)を審議する。新役員は総会にて承認された場合に選出される。

(4) 運営委員会ならびに総会における報告は顧問が行うものとする。

(委員)

第3条 委員会は、現会長(1名)と区長でない現副会長(2名)ならびに、現区長のうちより2名、顧問のうちより2名の計7名をもって構成する。

2 委員が提出された場合は、選出母体(区長、顧問)から補充するものとする。

(任期)

第4条 委員会は、役員改定年度前年の運営委員会にて定めた時期(概ね10月)に設置し、新役員が総会で選出された時点で解散するものとする。

2 委員の任期は、委員会の設置と解散に合わせる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長を置く。

2 委員長は、現役員の会長とする。

3 副委員長は、顧問のうちの1名とする。

4 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、事故あるときは委員長を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

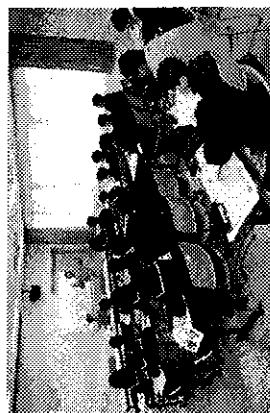
2 委員長は、会議の座長とする。

3 委員長は、必要があると認めるとときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(その他)

第7条 この規則に定められるものほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付則 この規則は平成30年10月18日から施行する。



1月25日 富士市視察受入



5月17日 自主防災実行委員会

はじめに

| | |
|-------------------------|----|
| 目 次 | 1 |
| はじめに | 1 |
| I 拓殖地域の沿革や特性について | 2 |
| II 分野別の目標・基本方針・施策・具体計画等 | 3 |
| 1 分権・自治の確立 | 4 |
| 2 人権・同和施策の推進 | 11 |
| 3 健康・福祉の推進 | 15 |
| 4 生活・環境の再生 | 26 |
| 5 教育・文化の充実 | 33 |
| 6 産業・交流の促進 | 37 |

平成16年2月に拓殖地域まちづくり協議会が発足して以来、早くも5作が経過しました。これまで10年先を見据えて策定された地域まちづくり計画に基づき、様々な活動を展開してきましたが、社会情勢の変化や市のまちづくりに対する方針の転換などもあり、この度、全般的に計画を見直すことになりました。

当初に計画を策定したときと同様に、今回の計画改訂に際しても全住民を対象にしたアンケートを実施し、住民の皆さんの意向を計画に取り入れるとともに、これまでまちづくりを中心に行ってきた協議会構成員による評価も実施しながら、新たな計画づくりに反映しています。

今後は、この計画に基づき、より多くの住民の参加の下、様々なまちづくり活動を展開していくことで、全ての住民にとって住みよい地域を自分たちの手で形成していきたいと考えています。

I 枝橋地域の沿革や特性について

枝橋地域まちづくりの目標

一人ひとりが生き生きと
ふれあい支えあい暮らそう
みんなのまち 枝橋

枝橋地域は、三重県北西部の伊賀盆地東端に位置し、面積は25km²(東西約6.5km、南北約6.0km)。枝橋地域まちづくり協議会事務局の枝橋地区市民センターの位置は、東経136度14分、北緯34度50分、標高約214mです。

枝橋地域のシンボルでもある盤山(765.8m)は、宝生赤目青山国定公園の北端に位置し、油日岳(694m)や旗山(650m)を背後に望む余野公園は鈴鹿国定公園の南端にあります。

枝橋地域は、一日の温度差が大きめで、春は蒸し暑く冬は底冷えが厳しいといった盆地特有の気候を有しています。伊勢平野との分水嶺を源にして大阪湾につながる枝橋川は、当地域を東から西に流れています。またその水質の良さは貴重なかんがい用水として、特性土壌という耕作地特性とともに、栽培産業である稲作を支え、当地城生産米のおいしさを引き出しています。

枝橋は、古の「壬申の乱」進軍路にあたるとともに、古来、奈良から東国へ向かう東海道（壬申の道、和觸の道、平安の道、大和街道など）筋であったことなどから、人材・文化的資源に恵まれた地域でもありました。

現在も名阪国道(昭和40年12月16日開通)ならびにJR草津線・関西本線の存在により、名古屋・大阪・京都という大都市圏に1時間余りで到達できる交通・輸送条件に恵まれた地域です。

枝橋地域は、北方は油日地域(滋賀県甲賀市)と、東方は加太岬をはさんで加太地域(龜山市)と、南方は西枝橋地域と、そして西方は炳田地域と接しています。明治の初期頃まで上枝橋村・野村・中枝橋村・上村の村々で構成されていましたが、明治22年の市制町村制に伴い、これらが東枝橋町に統合、昭和17年には枝橋町となりました。さらに昭和30年に小杉地区が編入、昭和31年には一ツ家地区が編入され現在に至ります。

平成22年9月末現在、枝橋地域には12の区(自治会)があります。世帯数は1,381、人口は3,872人で、そのうち15才未満の人口は365人(約9.4%)、65歳以上の人口は1,227人(約31.6%)であり、高齢化が進んでいます。

枝橋地域にはJR聖松尾芭蕉(1644～1694)の生誕地が山出野町にあり、また文豪横光利(1898～1947)が幼少時を野村で過ごしたことから、その遺徳を讃えた句碑や記念碑、公園などが整備されています。

一方、東海自然歩道を始め、余野公園、大和池、鳩山池、盤山や神社仏閣(都美恵神社や万寿寺など)といった自然や歴史的遺産も豊富にあります。

分野別目標一覧

- 1 分権・自治の確立
一人ひとりが生き生きと
～あなたもわたしならみんな輝くまちづくり
- 2 人権・同和施策の推進
一人ひとりが生き生きと
～あなたもわたしならみんな輝くまちづくり
- 3 健康・福祉の推進
世代を超えてふれあい支えあい 健康でいいきと暮らせるまち「都美恵」
- 4 生活・環境の再生
豊かな自然を守り、安全で生みよいまち『枝橋』
- 5 教育・文化の充実
「集まって楽しむ地域まるごとコミュニケーションつけ」
「助け合い学びあう交流拠点…つけの学ひや」
- 6 産業・交流の促進
著者が主体となるまちづくり

<分野別計画の構成>

- まちづくり目標 - 基本方針 - 施策 - 具体計画 - 現状と展望
- ※各具体計画には、「実施主体／実施時期」が記載しております。
- 実施主体ー「住民」「住民と行政」「行政」など
- 実施時期ー「短期（1～3年）」「中期（3～5年）」「長期（5～10年）」※事業の着手時期
- 現状と展望ー5年間の取組成果や今後の具体的な取組方向について記載
- ＜関連＞ー他分野で関連する具体計画番号を4ヶタで明記
- (分野番号1～6) (施策番号01～15) (具体計画番号1～6)

1 分権・自治の確立

現状と課題

(1) 現状

柘植地域では、昭和34年に柘植町が春日村と合併して柘植町となつて以降、「該地域全体のまちづくりを実施する機関が存在していませんでした。従来からの各地区の自治を中心的に担ってきたものの、互いの交流・連携を図る動きはあまりなく、また、行政の諸施策の展開に合わせて組織された各種団体や市民活動団体など各区との交流・連携もあまり無い現状の中で、伊賀市の合併が行なわれました。また、柘植地域まちづくり協議会が設置される以前は、当該地域に関するまちづくりの情報共報について発信するような媒体も存在せず、同じコミュニティの住民でありながら、情報共有できる機会が非常に限られっていました。

しかし、柘植地域まちづくり協議会では、合併に伴う広域化する行政体制に対応する住民の危機感を背景に、まちづくりを推進する中で、実態に合わせた協議会の運営組織を適宜見直すとともに、これまで様々な課題を解決すべく各区長が通常委員として積極的にまちづくりに参画し、活動の中核を担ってきました。

そして、住民自治活動の基盤となる情報提供を行なうため、広報紙「柘植地域まちづくりだより」を毎月発行のうえ各区等と連携して全戸配布し、各区で毎月開催される常会等を通じてまちづくりの情報を提供し、其有化を進めてきました。

その結果、これまで取組の成果として、学童保育、教育ボランティア、災害弱者の見守りネットワーク、観光誘導地図、緊急被災者の設置、柘植の音楽祭などの活動が評価され、「みえ防災大賞」(平成20年12月、三重県)や「あしたのまち・くらしづくり活動賞(協会主催者賞)」(平成21年11月、財团法人あしたの日本を創る協会)、さらに「防災まちづくり大賞(消防科学総合センター理事長賞)」(平成23年1月、経済省)を受賞しました。

しかし、各部会構成委員の部会会議等への参加率は低く、まだまだ一部の役員による活動にとどまっていることや、若い人たちや区外等の方々のまちづくりへの参加・参画が大きな課題となっています。

一方、市においては、住民自治協議会と自治会との役割分担が明確でなく、二重組織であり、住民に戸惑いがあることから、自治組織のあり方検討委員会等において、住民自治組織の課題を整理し、わかりやすい組織の仕組みづくりが協議されました。その結果今後の取り組むべき方向性を報告書にまとめ、具体的な推進計画を策定し、総合計画及び条例に反映させ、平成23年度から実施されるよう市長に提言されたところです。今後、示される新たな組織の仕組み等に、柔軟に対応していく必要があります。

また、支所組織が縮小されてきている現状の中で、自治基本条例に基づく住民自治協議会の役割や権限、責任が増大していくものと予想され、柘植地域まちづくり協議会の果たす役割がますます重要なものと思われます。

当地域では、まちづくり活動の拠点となる柘植地区市民センターが平成22年4月に開設され、さらなるまちづくり活動の展開が期待されています。

(2) 課題

先の現状を踏まえ、前期5年の取り組みを施策ごとに評価した結果、つきのような課題があると考えました。

- ① 構成員の組織的な確保・育成と積極的な参加へ呼びかけ
- ② 役員の改選方法と部会運営ノウハウの継承
- ③ 若者や女性のまちづくり活動へ参加促進
- ④ 少子化高齢化、若者の地域外定住による過疎化の進行と地域活力の低下への対応
- ⑤ まちづくり活動に対する住民意識の向上
- ⑥ 各区との連携とまちづくり活動への住民の積極的な参加
- ⑦ 新たな自治組織の仕組みに対応した協議会組織の見直し

一人ひとりの想いが実現できる自立のまち柘植

一人ひとりの想いが実現できる自立のまち柘植

基本方針1 子どもから高齢者までみんながまちづくりに参加できるようにする。

まちづくりの主体は、地域に住む住民一人ひとりであり、特に、将来の地域の担い手となり得る入札の確保・養成のために、子どもの参加は重要です。

また、人権という観点からは、子どもや高齢者だけでなく、女性、外国人住民、障がい者、あるいは在住地区にかかわりなく参加できることが大切です。

施策1 まちづくり活動の推進体制の構築

施策2 まちづくり活動に対する適正な審査

基本方針2 各自・各種団体等が互いに連携し、地域の総合的な活動力を生み出す。

地域には個々の住民のほか区や各種団体が多数存在しており、これらの団体や個人がバラバラではなく、互いに情報を共有し合い連携していくことで、柘植地域全体の総合的な自治力の形成につながっていきます。

施策3 まちづくり情報の収集・発信

施策4 まちづくり活動の連携

基本方針3 地域でできることは地域住民で行うことにより、自立した地域を形成する。

地域の個性が生かされた魅力あふれるまちづくりや、地域が抱える課題の解決に向けた取組は、まず地域自らが行っていくという前向きな気持が大切であり、個々の活動の積み重ねにより、自立性の高い柘植地域が形成されます。

施策5 まちづくり活動資金の確保

施策6 まちづくり活動を行う人物の確保・養成

施策7 子どもや若者、女性が主体のまちづくり活動の推進

2 人権・同和施策の推進

現状と課題

(1) 現状

21世紀は「人権の世紀」と言われています。私たちには、一人ひとりの尊厳が認められるとともに、自由な生き方が尊重され、自分らしく生きていく権利があります。しかし、生まれた場所、人種、性別、家柄、障がいの有無などの違いを理由に、社会的に排除されている現状があります。具体的には、同和問題をはじめ、在日韓国・朝鮮人、障がいのある人、高齢者、子ども、女性等にかかわる人権問題等があげられます。

そうしたことを踏まえ、いがまち（旧伊賀町）では1992（平成4）年の「人権町宣言」の決議以降、1993（平成5）年の「伊賀町同和問題審議会答申」を受けて、同年「伊賀町部落差別解消条例」が制定されました。その後、人権問題に関する講演会、研修会の開催、人権啓発活動、人権啓発ボスターの公募及び作品の展示、人権啓発標語の公募、いがまち人権センターにおける情報発信や学習の場としての機能の充実、町広報やインターネット、有線放送、防災行政無線等を活用した情報の提供、いがまちのモデル地区指定事業、三重県教育委員会の中学校区セットアッププラン21事業等、部落問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて、様々な取組が進められてきました。鮮に、モデル事業については、自己の研鑽が深められるとともに、人権・同和部会内の人権啓発実行委員会主催によるフィールドワークなど、柘植地域住民が一緒に参加することにより、住民同士の横のつながりができ、情報交換もできています。それぞれの区の取組を参考にしながら、今後の活動にも人に役立つのではないか、その後、伊賀市誕生とともに、2004（平成16）年に「伊賀市人権尊重都市宣言」、2005（平成17）年に「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」が施行されました。しかし、現状はこうした取組を進めるながらも、なおも寂しく解決しなければならない課題が残されています。

(2) 課題

- ① 外国人びととの生活習慣の違いや言葉の壁
- ② 障がい者に対する偏見の日
- ③ 高齢者の孤独死や寝たきり、認知症等、地域とのかかわり
- ④ 子どものいじめ、不登校、虐待の問題
- ⑤ 女性の職場や社会参加への推進
- ⑥ モデル地区の混交差
- ⑦ 人材育成
- ⑧ 人権研修等の参加者の固定化やマンネリ化の傾向
- ⑨ 住民の自発的参加を促す工夫
- ⑩ 同和対策事業に対するねたみ意識の払拭

人権・同和施策の推進のための目標

人ひとりが生き生きと

～あなたもわたしもみんな輝くまちづくり

基本方針1 他人事から自分事 ～自分の事として学ぶ

人権問題の正しい理解と認識を深めるための学習をするには、誰もが気軽に参加できる学習の場、雰囲気づくりが必要です。しかし、そういう場に参加する人は固定化されていたり、参加者が少ないので現状です。関心を持つて参加を促すにはどうすればいいのかが、今後の課題となっています。ねたみ意識の問題も同和対策事業の進展に伴って顕在化し、今日の差別意識となつて表われていることから、事実を正しく示かめることが必要です。

施策1 みんなが人権・同和問題について学習する場(機会・場所)と雰囲気づくり

基本方針2 他人事から自分事 ～自分の事として考える

人権の政組を通じ、自分の思いを素直に伝え、聴き合える関係づくりが必要です。対話の中で、今まで自分が持っていた偏見や無知に気付き、人権感覚が磨かれていきます。

施策2 みんなが人権・同和問題について気軽に話し合える場(機会・場所)と雰囲気づくり

基本方針3 他人事から自分事 ～自分の事として行動する

すべての人が安心して生き生きと暮らし、自己実現を図っていく社会を創るために、私たちは何ができるのかを明らかにし、人権を基盤とした地域ぐるみのネットワークを構築することが大切です。

部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすには、正しい知識と認識を培い、差別を許さない生き方や行動力を高める活動を進めることができます。住民一人ひとりが自ら啓発の主体となり、地域の課題に沿った啓発活動を展開していく「人権のまちづくり」を進め、地域に人権文化の構築を図っていきます。

施策3 みんなが人権・同和問題について積極的に実践し合える場(機会・場所)

人権問題、部落問題に関する資料を収集して、それを展示するスペースが欲しいと考えています。子どもからお年寄りまでたくさんの人を見てもらいたい、学習する場を提供したいものです。気軽に訪れることができ、人権問題が身近な問題として考えられ、集うお互いが深め合うことができる場が必要です。

施策4 地域の中での指導者・助言者の養成観点づくり

3 健康・福祉の推進

現状と課題

(1) 現状

柘植地域(柘植小学校区)では、平成22年9月30日現在総人口3,872人、世帯数1,381世帯となっています。平成16年4月1日現在の総人口4,166人、世帯数1,309世帯と比較すると、総人口は減少し世帯数は増加しております。一方、年齢3区分の構成比(表1)に見られるように、少子高齢化が確実に進んでいます。また、(表2)のように、高齢化・核家族化の進行を背景に、高齢者単身世帯及び高齢者のみ世帯が増加しています。柘植地域では、今後も少子・高齢・核家族化とともに高齢者のみ世帯が増加していくことが予想されます。これと関連し、親の亡くなつた後、空き家屋となるケースが増えています。なお核家族化は其物き失望にとどて子育てが大きな負担となっています。

く表1 年齢3区分別構成比

| 人口 | 柘植地域 | いがまち | 伊賀市 |
|---------------|-----------------------|----------|----------|
| H16.4.1 | H20.9.30 | H22.9.30 | H22.9.30 |
| 年少人口(0歳～14歳) | 12.0% | 10.4% | 11.1% |
| 生産人口(15歳～64歳) | 60.9% | 60.1% | 59.1% |
| 老年人口(65歳以上) | 27.1% | 29.5% | 31.6% |
| 合計 | 高齢者単身世帯・高齢者のみ(2人以上)世帯 | いがまち | 伊賀市 |

| 世帯形態 | 柘植地域 | いがまち | 伊賀市 |
|---------|------|-------|-------|
| 高齢者単身世帯 | 8.7% | 11.9% | 10.5% |
| 高齢者のみ世帯 | 9.8% | 11.9% | 9.7% |

は、生涯学習の施設として使用されています。柘植地域では、まちづくり協議会が取り組む事業をはじめ、各種ボランティアグループなど12地区22団体によって、高齢者の生きがいづくりや、介護予防や日常生活交流を目的とした「ふれあいきいきサロン」が展開されており、住民によるボランティア活動が進んでいます。

(2) 課題

健康・福祉を推進するにあたっては、先の現状を踏まえると次のような課題があります。

- ①一人暮らし・高齢者・高齢者世帯の支援制度、見守り体制の確立
- ②認知症の方・障がいのある人の支援制度、見守り体制の確立
- ③子育て支援制度と体制の確立
- ④地域福祉の担い手としてのボランティア制度、組織の確立
- ⑤ボランティア間の交流の推進とサポートセンターの設立
- ⑥次世代を担う青少年の福祉への参加促進と環境づくり
- ⑦地域の生活課題に具合った新しいふれあい・支え合いの住組みづくりとネットワーク化の推進並びにコミュニティ・ビジネスへの展開
- ⑧地域福祉推進のための拠点づくりと地域福祉センター制度の推進
- ⑨公施設のバリアフリー化とより多くの人が共通で安全・快適に利用できる「エニバーサル・デザインのまち」の構想づくり
- ⑩ふれあいきいきサロン活動の充実と交流の推進及び地域間・世代間をつなぐ常設サロン(憩いの居場所)の設置

大型スーパーの進出と個人商店の高齢化による後継者の問題等により、柘植地域内の個人商店の閉店が増えており、高齢者世帯にとっては、食料品など簡単な日用品購入に困る状況が進行しています。特に、柘植地域内における三軒交通の路線バスの廃止と、行政巡回バスを始めとする公共交通機関の日常生活での利便性が低下していることなどにより、介護保険を利用できない高齢者を中心とした移動が大きな障害になつており、この地域で住み続けるには必ずしも良い環境にあるとは言ません。高齢の単身世帯になつたとき、都市部等に暮らす子どもとも同居するものの、慣れない環境で認知症となって帰つてこられる方もあります。地縁や血縁の無い高齢者にとっては、より大変な状況にあります。高齢化に伴い、認知症の有病率が上がり、在宅での高齢者による高齢者の介護から、認知症の方による認知症の方の介護となりつつあり、小地域での見守りとサポートが急務となっています。

一方、福祉関係施設として、老人憩いの家、柘植第二保育園、柘植第三保育園、グループホーム(伊賀ホーム)、ふれあいステーション都美恵、地域デイサービスセンター(岡島、児童放課後クラブ・スマイルキッズ)などがあり、柘植地域の人びとの交流の場にもなっています。また、柘植地区市民センター(平成22年4月1日開設)、柘植公民館、歴史資料館、いがまち人材センター

健康・福祉の推進をめざすための目標

健康でいきいきと暮らせるまち「都美恵」

世代を超えてふれあい支えあい

4 生活・環境の再生

現状と課題

生活・環境部会では、私たちのまちが「すべての住民にとって、緊急時も含め日々の生活が安全に守られ、気持ちよく豊かに暮らせ、住み心地の良さを感じできる」かどうかの視点から策定した柘原地域まちづくり（当初）計画（10年計画）に基づき、これまで具体的な取組を展開してきました。

前述5作では、都美栄の里「花いっぱい運動」の推進、余野公園等の自然環境の保全管理、避難訓練等防災対策、ゴミの不法投棄対策などに取り組んできました。伊賀市合併後6年が経過し、柘原地域の生活・環境も少しずつ変化してきました。特に、各地区では、高齢化の進展や若者の地域外居住などにより、地域活力の低下が見受けられるとともに、身近に買物ができる商店が減少し、空き家も増加してきました。今後、人びとが集い、元気ある地域づくりを進めしていくためにはどうしていけばよいか、真剣に話し合っていく必要があります。

また、塩山麓の山間地域では、耕作条件が悪く、農家の手の高齢化や畠害もあることから、耕作放棄された荒地面が増加してきました。災害の防止や環境保全等の観点からも、地域ぐるみの取組が期待されます。

現在、行政バスが運行されていますが、運行本数が少なく、三重交通バスやJRとの連絡も悪いため、高齢者等の交通弱者にあっては、病院や買い物等に行くことが非常に不便な状況です。今後、伊賀市交通計画の見直しにあたり、利用者等地域住民の要望が反映されるよう、地域として積極的に意見や要望を出していく必要があります。

自己防災組織については、合同避難訓練の実施等により、各区の自主防災組織が充実してきています。一方、防犯面については、組織的な活動がされていないため、今後、駐在所などの連携を図り、地域ぐるみで防犯活動に取り組んでいく必要があります。

また、毎年、ごみゼロ作戦を実施し、不法投棄されたゴミを撤去してますが、ゴミの不法投棄は後を絶たない現状です。少しでも不法投棄を未然に防止するため、各区に監視員等を設置し、監視活動の強化に取り組むことが期待されています。地域の人つながりについては、從来から柘原に住んでいる人は、人情があり、あたかいい、やさしい、親切と感じている人が多くいますが、若い人や他所から移って来られた方たちの中には、「近所歩祭祭」のしきたりにこだわり無職が多い、出合、集会等の行事が多いと感じている人もいます。今後、お互いに話し合う中で、必要な生活改善運動に取り組んでいくことが求められています。

生活・環境の再生をめざすための目標

豊かな自然を守り、安全で住みよいまち『柘植』

| 基本方針1 自然との共生 | |
|--------------|------------------------------------|
| 施策1 | 自然環境の保全と適正管理 |
| 施策2 | 資源循環型社会の構築 |
| 施策3 | 河川等の環境整備 |
| 施策4 | 都民の里「花いっぱい運動」の推進 |
| 施策5 | 自然エネルギーの普及と活用に向けた研究機関の誘致 ※支所と相談し削除 |
| 施策6 | 環境学習の推進 |

| 基本方針2 惣いのの場づくり | |
|----------------|---------------------|
| 施策7 | 身近な触れ合いの場づくり |
| 施策8 | 散策路の整備 |
| 施策9 | 自然公園や歩道の整備 |
| 施策10 | 鈴鹿市引山系棲線ハイキングコースの整備 |

| 基本方針3 安心・安全で暮らしやすい「まち」づくり | |
|---------------------------|----------------|
| 施策11 | 交通安全・防犯対策 |
| 施策12 | 信頼と安らぎのある地域づくり |
| 施策13 | 快適な生活環境づくり |
| 施策14 | 新市交通アクセス拠点整備 |
| 施策15 | 地域力の向上 |

地域規模での環境汚染、地球温暖化、資源の枯渇化、廃棄物の増大等による環境悪化の進展は、柘原地域においても決して例外ではありません。私たちにとって、こうした環境問題にどう対処するか、まさに焦眉の課題です。また、急速な都市化や高度産業社会の進展等は、私たちの生活を便利にし、効率的なものにしてきました。その一方で、これまで地域社会が有していた人ひとの連帯感が希薄になり、「協働」して地域社会を維持してきた「地域力」が低下し、人ひとの間の信頼感と安らぎの場を喪失させることも否定できません。さらに、災害、犯罪の増加や急速な少子高齢化の到来は、現在、私たちが直面している課題と言えます。幸い私たち柘原地域には、環境問題があると言われつつも、まだ豊かな自然環境が残されており、連帯感が希薄になつたとされながらも、地域社会の人ひとを結ぶ力は失われていないことから、現在社会の課題に対応できるボランティアは十分備えていると言えます。以上の観点から、上記に掲げた「目標」及び「基本方針」を立てました。

なお、計画の見直しにあたっては、まちづくり前期5年間の版組の評価や住民アンケート結果、さらに、新たな「課題」を踏まえ、改定作業を進めました。その結果、生活・環境の再生のためのまちづくりの方針を示す「目標」と「基本方針」は変更せず、具体的な後期計画としての「施策」と「具体計画」の一部を、次のとおり改訂します。

基本方針 1 誰もが柘植に住み続ける里づくり

今、地域の生活課題を住民自らが発見し、お互いに気づかなければ、地域で活動で解決する人気のネットワークをつくることが求められています。そのためには、困った人がいれば、応援力だけではなく精神的にも地域の人みんなで助け合う「おたがい様」の精神で、人と人とがつながり、支え合うことにより、みんなが住み続けられる住民主体の里づくりをめざします。

施策 1 おたがいに支え合う仕組みづくりの推進

施策 2 地域福祉の担い手確保

施策 3 次世代を担う青少年の参加機会づくり

基本方針 2 心の通う地城づくり

川代を超えて、より多くの住民が気軽に集まり、話し合うこととともに、現代の地域生活に合った助け合いのながりや支え合い、助け合いの意識を高めることも、現代の地域生活に合った助け合いの仕組みづくりをめざします。

施策 4 福祉の心を育む環境づくり

施策 5 世代を超えたふれあい・交流活動の推進

施策 6 新しい支え合いの風土づくり

基本方針 3 健康で生き生きと暮らせる環境づくり

安心かつ安心して暮らせる生活環境の実現と、日常的な課題への対応や健康づくりを推進することにより、すべての住民が快適で生き生きと暮らせる環境づくりをめざします。また、あらゆる差別により、生活や福祉の権利が奪われてきた人ひとの人权を大切にした福祉のまちづくりを推進します。

施策 7 共生のまちづくり

施策 8 日常生活への支援

施策 9 地域生活課題への対応

施策 10 健康づくりの推進

基本方針 4 パートナーシップのまちづくり

住民、団体、事業者、行政が密接なパートナーシップを結ぶことにより、地域で生活する住民のニーズがサービスに適切に結びつくことが可能となるように、情報の共有化と相談体制の充実、利用者の保護を推進し、必要なサービスを総合的に利用できる仕組みづくりをめざします。

施策 11 住民参加による福祉の推進

施策 12 住民の視点に立ったサービス提供の推進

施策 13 関係団体との連携

6 産業・交流の促進

現状と課題

産業・交流部会では【若者が主体となるまちづくり】を目指し、柘植地域まちづくり計画に基づき、これまで具体的な取組を展開してきました。
前期5年では、次の4事業を主に活動展開してきました。

1. 柘植駅周辺活性化事業

2. 特産品の創出事業

3. 国際交流促進事業

4. つづじ祭り協力事業

柘植駅周辺活性化事業では、JR関西線の複線化や新幹線及び柘植駅の活性化を図り、大阪、京都、名古屋方面との交流を深める施策を展開してきましたが、地域の人びとの交通手段である路線バス等が廃止され、柘植駅を利用する人が減少しています。このため、伊賀市の真玄関である柘植駅の再生と利用等の推進を図っていくことが望まれます。また、観光等の受け入れ策を推進していくことが必要です。

特産品の創出事業では、柘植地域において地域外の方に向けた特産品が皆無であったため、幾度も会合を重ねて検討した結果、5年目に黒豆を特産品の候補とすることを決定しました。現在、そのテスト栽培を実施していますが、黒豆は柘植地域でも以前から自家用として栽培されており、作り方も地域の方々が知っているところです。しかし、鳥獣害の問題等により、今後見直しが必要となるかもしれません。国際交流事業では、国際交流の積極的な推進と活動を展開してきましたが、世界的な不況と雇用情勢の悪化等により、柘植地域においても、外国人住民の働く所が減少しています。現在も交流の一環として、年一度の交流事業を開催し、お互いの文化や考え方を共有すべく活動を展開しています。今後、地域における生活や労働の機会が減少傾向にある中、計画的見直しが必要となるかもしれません。つづじ祭り協力事業では、祭りの成功を願い、毎年、交通整理等の協力を行ってきており、今後も継続していく予定です。

一 産業・交流の促進のための目標
若者が主体となるまちづくり

基本方針 名古屋、大阪、京都等大都市に近いという地理的条件を生かしたまちづくり

5 教育・文化の充実

現状と課題

少子高齢化や核家族化は全国的な傾向ですが、このことは柘原地域においても例外ではありません。平成22年9月現在の総人口3,872人に対して、15歳未満人口は365人、約9.4%、65歳以上人口は1,227人、約31.6%であり、1世帯あたりの平均人口数は2.8人です。この状況は、もう既に超高齢社会にあると言えます。

このことは、子どもたちの成長にも大きく影響しているとも言われています。一昔前なら、大勢の兄弟姉妹や祖父母が一緒に生活し、多角的な人間関係を自然と学習してきたが、現状の子どもたちは、核家族化した単純な親子関係の中で生活することが多いため、他人との人間関係がうまく作れず、いじめや不登校、校内暴力などの問題が生じているとも指摘されています。

例えば、父親は母親に子どもの教育を任せつ放しだったり、子どもにも期待を掛け過ぎたりした結果、思春期になつた子どもが親の期待に応え切れずに親に反抗し、家庭内暴力などで収斂するケースも起っています。

子どもの教育費についても、経済的に厳しい状況があります。家族が全員、勤めていることも多く、延長保育や学童保育への期待も大きくなっています。

子どもの健やかな成長には、周りの大人的援助や協力が必要であるとともに、文化的な土壤が必要なのは言うまでもありません。

この柘原地域は、俳聖芭蕉をはじめ横光利一などのゆかりの土地です。歴史的にも古代には、下野の乱の軍行があり、音正が京から伊勢への旅の途中に立ち寄られた頃宮があつたとされる地でもあります。

また、カッコ筋りといった伝統芸能や伊賀焼などの伝統工芸を継承し、もっともっと民間に情報発信していくことが求められています。世界は情報社会です。柘原という土地の文化や歴史を都会の人びとや世界の人びとに知ってもらいたい、芸術、音楽、スポーツ、文学などを通して交流を図っていくことが必要です。行政や地域、学校等の連携を通して、子どもを守り育てる環境を今以上に充実させることもには、住民の誰もがいつでも学んだり楽しんだりすることのできる施設と機会を用意することが必要です。

「人ひとりの人が何よりも大切にされ、自然環境が豊かで文化的な教育的な環境を充実し、次世代の人づくりまちづくりにつなげていくことが必要です。」

教育・文化の充実をめざすための目標

集まって楽しい地域まるごとコミュニケーションづけ

助け合い学び合う交流拠点…づけの学びや

少子高齢化や核家族化は全国的な傾向ですが、このことは柘原地域においても例外ではありません。

このことは、子どもたちの成長にも大きく影響しているとも言われています。一昔前なら、大勢の兄弟姉妹や祖父母が一緒に生活し、多角的な人間関係を自然と学習してきたが、現状の子どもたちは、核家族化した単純な親子関係の中で生活することが多いため、他人との人間関係がうまく作れず、いじめや不登校、校内暴力などの問題が生じているとも指摘されています。

例えば、父親は母親に子どもの教育を任せつ放しだったり、子どもにも期待を掛け過ぎたりした結果、思春期になつた子どもが親の期待に応え切れずに親に反抗し、家庭内暴力などで収斂するケースも起っています。

子どもの教育費についても、経済的に厳しい状況があります。家族が全員、勤めていることも多く、延長保育や学童保育への期待も大きくなっています。

子どもの健やかな成長には、周りの大人的援助や協力が必要であるとともに、文化的な土壤が必要なのは言うまでもありません。

この柘原地域は、俳聖芭蕉をはじめ横光利一などのゆかりの土地です。歴史的にも古代には、下野の乱の軍行があり、音正が京から伊勢への旅の途中に立ち寄られた頃宮があつたとされる地でもあります。

また、カッコ筋りといった伝統芸能や伊賀焼などの伝統工芸を継承し、もっともっと民間に情報発信していくことが求められています。世界は情報社会です。柘原という土地の文化や歴史を都会の人びとや世界の人びとに知ってもらいたい、芸術、音楽、スポーツ、文学などを通して交流を図っていくことが必要です。行政や地域、学校等の連携を通して、子どもを守り育てる環境を今以上に充実させることもには、住民の誰もがいつでも学んだり楽しんだりすることのできる施設と機会を用意することが必要です。

「人ひとりの人が何よりも大切にされ、自然環境が豊かで文化的な教育的な環境を充実し、次世代の人づくりまちづくりにつなげていくことが必要です。」

基本方針1 みんなが集まる場所づくり

教育文化の充実を図るには、住民同士がよりよい人間関係をつくることが必要です。その前提として、住民の集まる場所（環境）が不可欠となります。このため、既存の施設の充実を図りながら、様々な観点からみんなが集まる場所を作ります。また、新しくできた「市民センター」を地域の活動拠点として、積極的に活用していきます。

基本方針2 みんなが楽しめる行事づくり

基本方針1と合わせて、住民が地域の一体感を養ったり、自分の地域を誇りに思えるような行事やイベントを維持・発展させることができます。また、伝統芸能等を掘り起こし、軽井沢地域の文化を保存することも必要です。こうした観点を大切にし、みんなが楽しめる行事をつくります。

基本方針3 学校等と連携した地域教育への支援

地域の人材を活用し、学校教育の充実のために学習や生活の両面から支援を行います。また、地域の行事等に児童生徒が参加してもらうことや、学校関係者の協力もお願いしています。学校は軽井沢地域の教育文化の中核機関であり、学校と地域がこれまで以上に連携できるようになります。

基本方針4 家庭教育の支援

様々な家庭背景により生じる子育ての悩みや負担を、解消あるいは軽くするために、地域ぐるみで家庭教育を支援できるようにします。

基本方針5 生涯学習への支援

学習活動は一生懸命を通じて行われるもので、各人が趣味を豊かにし、教養を高めることは、ひいては地域力の向上につながります。また、まちづくりの力にもなるものとらえ、生涯学習への支援を進めます。

平成31(2019)年4月26日

関係者様

柘植地域まちづくり協議会

会長 半田 三都生

事業連携交流会議の開催について

土筆が可愛らしい姿をのぞかせるようになりました。関係者のみなさまにはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は柘植地域まちづくり協議会の運営に格別のご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、先日の第1回運営委員会(4/19)においてお知らせしました「事業連携交流会議」を定期総会(5/25)に先立ち下記の通り開催いたします。役員・事務局で予算調整や事業整理などを進め、第2回運営委員会(5/20)で審議していくには、ほかの行事その他の日程上、厳しいとは存じておりますが、改元による連休等、なにとぞ時世の流れをご察しの上、出席していただきますようお願いいたします。

昨年度の反省点として、

- ・事業主体者（部会長や実行委員会を代表する者）によるお互いの情報交換が少なかった。そのため部会や実行委員会を越えて事業を理解し助け合うことができなかった。
- ・役員・事務局、事業主体者がとともに将来の柘植地域のために意見を交わし合ったりする機会が少なかった。
- ・「区長」は区民がバックボーンにあり、「部会長や実行委員会を代表する者」は部会員や実行委員がバックボーンにあるという違いがあるため、運営委員会での話し合い内容にそぐわない側面があった。

私たち柘植地域まちづくり協議会は、区が12区、実行主体も部会・委員会等大所帯であることに加えて、最近の多忙社会において、頻繁にともに時間を共有することが難しいのが実情です。そのような中では区や事業をまたいで広範囲に話し合いをするには、一人ひとりの積極的で建設的な姿勢抜きにはできません。

今年度の事業の交流をさまざまな機会にしていくことで、まち協総体としてまとまりのある取り組みが進むように、みなさまのご理解ご協力をよろしくお願いします。

記

日 時 令和元(2019)年5月11日(土)午後1:30~

場 所 柘植地区市民センターホール

内 容 今年度、取り組もうとしている事業についての交流、意見交換

参加対象 役員、事業の主体者（部会長、代表者に限らず）、一般の方々